令和元年山辺町農業委員会第１０回総会　議事録

１．開催日時　　令和元年１０月２５日（金）　　１３時５２分～１４時５５分
２．開催場所　　山辺町役場３階　委員会室（１）
３．出席委員（８人）

１番	江口　順市	２番	佐藤　忠也
３番	佐藤　るみ子	４番	岡﨑　政志
５番	渡邊　秀彦	６番	多田　美幸
７番	稲村　健	８番	会田　保兵衛

４．欠席委員（０人）
５．職務により総会に出席した事務局職員の職氏名
　　事務局長　吉田　郁男　　農地係長　鎌上　寛史　　主　事　木村　健太
６．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議第２２号　農用地利用集積計画に対する決定について
　　報告（１）　農地法第３条の３第１項による届出書の受理について
　　協議（１）　非農地判断のスケジュール等について

７．会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第１０回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局	はい。本日、出席委員は、８名中８名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第４条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いします。
議長	はい。わかりました。それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
議長	それでは、７番稲村健委員と１番江口順市委員よろしくお願いします。 これより、議事に入ります。議第２２号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料４ページからご説明いたします。 【議第２２号、７２番から７９番を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。

議長	ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。
渡邊委員	７８番、７９番の所は所有権移転なるわけですが、さくらんぼを植える予定なのでしょうか。
事務局	●●●●さんの話だとさくらんぼの苗木を植えると聞いています。
議長	他に何かありますか。無いようなので決を採ります。 議第２２号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。 （全員賛成）
議長	全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。 次に、報告事項に入ります。「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料の８ページになります。農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。 【報告（１）、２１番を議案書をもとに朗読】 以上で報告を終わります。
議長	これについて何か質問等ございますか。無いようです。 次に、協議事項に入ります。「非農地判断のスケジュール等について」事務局より説明お願いします。
事務局	はい。非農地判断のスケジュールについて。 【協議（１）議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。
議長	ただいま、説明終わりました。皆さんからご意見質問お願いします。
議長	字ごと見てもらうのですか。二人で見るとなると大変なのでは。
事務局	字ごとに色を染めた図面を担当委員に渡しておりますので、図面を見て確認してもらうことになりますので大丈夫だと思います。
岡﨑委員	非農地通知を送って非農地になった所をまた耕したとなればどうなるのですか。

事務局	非農地となった所をまた耕して農地として使っているようでしたら、農業委員さんに確認してもらって農地と認めれば、台帳に農地として戻すような形になります。
事務局	補足としまして、今回非農地の事前通知をして相手方よりなにも異論がなくてこちらで非農地判断するとなりますと農地台帳から除外して法務局と税務課にその旨を連絡します。ただし地目変更登記はこちらでは出来ないので所有者の方がするものになりますので、所有者の方へ地目変更登記をしてくださいと連絡はしますが、登記地目は変わらない可能性があります。現況の判断として農地から除外することになります。もしその部分の耕作を始めたとなれば農業委員会として確認して農地台帳に復活させて税務課等にも連絡することになると考えられます。
議長	非農地になった場合、固定資産税は上がるのか。
事務局	あくまでも課税部門の評価になるので、農業委員会としては、税務課の方に農地から除外したことを連絡するのみになります。税金がいくらになるかはそれぞれの場所でも違いますし、個人の財産なので税務課に確認していただくしかないと考えています。
議長	町外の所有者に対しても通知を送るのか。
事務局	通知を送ります。
議長	他に何か質問等ございますか。特に何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第１０回総会を閉会いたします。